

公益財団法人 小林奨学育英会

事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日

1. 重要課題

1) 地域の期待に応える事業の推進

家庭事情や経済的理由により進学や修学に支障をきたすことなく、意欲的に学業に専念できるよう経済的、精神的に支援していく制度であり、奨学金を給付して学資の負担を軽減し、勉学に専念できるよう援助することを目的としています。

胆江地域内で進学を希望する優秀な学生に対し、社会に有用な人材を育成するため「奨学金の給付事業」を行うものです。

安定的に事業を進める体制を整えてはいるが、今後厳しい運営を強いられる事態も予想され、安定かつ高収益運用し事業の一層の拡大を図るものとする。

2) 事業成果の認知拡大

インターネットのホームページの内容充実、各高等学校への通知、新聞広告により、育英事業活動の成果に対する地域の認識を深める。

3) 平成24年より「貸与」から「給付」に変わり、給付奨学生は昨年までに88名が採用となり、うち41名が社会人・大学院生としてスタートしております。

令和4年3月卒業者10名のうち岩手県内2名、県外に4名が社会人となり、4名が大学院に進学いたしました。本年度も10名が卒業予定です。

前年度で貸与から給付へ変わって11年となります。新型コロナウイルス感染拡大が終息し従来の生活に戻りましたら、小林奨学育英会卒業生の「小林育英会親睦会(仮称)」設立を目指して参ります。卒業生の結束を図るため「人材交流に関する事業」発足のため、引き続き卒業生の所在の把握に努めて参ります。

2. 助成事業

1) 給付事業

奨学生の採用予定人数及び奨学給付金の決定

(1) 令和5年度に大学に入学する者 14名以内

(2) 1人当たり給付金 月額7万円とし、就学期間4年分、短大生の場合就学期間2年分、医大生の場合就学期間6年分の奨学金給付契約書を締結すると共に、その年度の予算に計上し、奨学給付準備金として別途積立てる。

令和5年度計上額 金45,360,000円

- (3) 給付の方法 毎月、本人の口座に月額給付金を準備預金より取り崩して振り込むものとする。
- (4) 給付の対象者（奨学生）は学業及び人間性について高い評価を得ながら、経済的理由によって就学が困難と思われる者で、本人または親が奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町に在住する者とする。
- (5) 選考方法
応募者は、すべて指定された課題の小論文を添えて、学校推薦で応募する。選考会議は、評議員及び役員の上の3分の2以上が出席し、学業、人間性及び経済的事情等を総合勘案して判断し、公正を期するものとする。
- (6) 支給日
4月分は奨学生認定後の令和5年5月上旬、なお以後の奨学金の給付日は毎月25日とする。（金融機関休日の場合は、その翌営業日とする。）

2) 奨学生の募集、及び応募の周知方法について

令和4年度事業

- (1) 新聞広告 胆江日日新聞 5回・岩手日報 4回
(令和5年1月～3月)
- (2) インターネット ホームページ掲載 (令和5年1月～3月)
<http://www.kobayashi-scholarship-society.or.jp/>
- (3) 奥州市・金ヶ崎町及び県内の高等学校へのパンフレット等の配布。
- (4) 募集期間
令和5年2月1日(水)～令和5年3月30日(木)までとする

3) 奨学生の選考及び決定

給付規程に基づき、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が奨学生認定証書を本人に交付する。

令和5年度事業計画書、収支予算書承認理事会、評議員会開催

令和5年2月中旬

令和5年度奨学生選考日程

ア、選考書類送付 令和5年4月 上旬

イ、選考委員会開催 令和5年4月 中旬

奨学生の決定

ウ、評議員、役員総会

奨学生認定証書公布 令和5年5月 上旬